

岩手県告示第774号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
岡田歯科医院	紫波郡紫波町高水寺字田中24番地8	平成21年8月1日
医療法人多喜乃たきの内科循環器科クリニック	花巻市大通り一丁目10番30号	平成22年8月1日
中央薬品(株)中央調剤薬局岩手県立中部病院前支店	北上市村崎野17地割22番地1	平成22年9月1日
つくし薬局新穀店	遠野市新穀町5番18号	〃